

# 長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 8 1

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>  
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も く じ

- 介護保険事業者の指定について
- あんしんいきいきプラン21（案）に対する意見を募集しています
- 【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について
- 冬期間における宅内の水道管凍結防止について【別紙1】
- 介護保険最新情報について

## 介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

### 令和5年12月1日付け指定分

#### □地域密着型通所介護

介護保険事業者番号	2090101383		
事業所名称	参加型デイサービスおむすびかふえ		
事業所所在地	長野市松代町松代153番地14		
事業所電話番号	026-214-0788	事業所FAX番号	026-214-0799
開設者の名称	株式会社ONE-LIFE	営業日	月～金
サービス提供時間	10:00～15:00	定員	10人
通常の事業実施地域	長野市（松代、川中島、篠ノ井、若穂）		

#### □第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

介護保険事業者番号	2090101383		
事業所名称	参加型デイサービスおむすびかふえ		
事業所所在地	長野市松代町松代153番地14		
事業所電話番号	026-214-0788	事業所FAX番号	026-214-0799
開設者の名称	株式会社ONE-LIFE	営業日	月～金
サービス提供時間	10:00～15:00	定員	10人
通常の事業実施地域	長野市（松代、川中島、篠ノ井、若穂）		

問い合わせ先：高齢者活躍支援課 介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## あんしんいきいきプラン21（案）に対する意見を募集しています

令和6年度から令和8年度を計画期間とする「あんしんいきいきプラン21」（第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画）（案）の内容について、ご意見を募集しています。

1 募集期間 令和5年12月28日（木）（必着）まで

2 計画案の閲覧場所

- ・長野市ホームページ
- ・市役所（高齢者活躍支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課、国保・高齢者医療課、行政資料コーナー）
- ・長野市保健所健康課、各保険センター
- ・各支所・連絡所
- ・各老人福祉センター、各老人憩の家、各地域包括支援センター、各在宅介護支援センター

3 ご意見等の提出方法

所定の用紙に意見及び必要事項を記入の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

- ・郵送、ファクス、ながの電子申請サービス、電子メール

【あて先】〒380-8512 長野市介護保険課

【FAX】026-224-8694

【Eメール】kaigo@city.nagano.lg.jp

- ・持参の場合は、上記2の閲覧場所の窓口へ

※電話や口頭によるご意見はお受けできません。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



問い合わせ先：介護保険課 賦課・収納担当  
TEL：026-224-7991（直通）

【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は次のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者 ①年間収入が単身世帯で150万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 ②預貯金等が単身世帯で350万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。 ④負担能力のある親族等に扶養されていない。	「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」（左欄）を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人 ①市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給している人 ②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人 *生活保護受給世帯を除く

	⑤介護保険料を滞納していない。	
<b>対象サービス</b>	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス※、介護予防短期入所生活介護※、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	全ての在宅サービス・施設サービス

## 2 特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担減額事業について

特別地域（戸隠・鬼無里・大岡の各地区）に所在する事業所（出張所）が行う事業で、特別地域加算（サービス費用の15%）が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。（結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。）

<b>対象者</b>	<p>市民税本人非課税の方</p> <p>ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。</p> <p>①生活保護受給世帯の方</p> <p>②「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方</p>
<b>対象サービス</b>	<p>戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス</p>
<b>軽減率</b>	<p>利用者の自己負担が10%から9%になります。</p>
<b>申請方法</b>	<p>下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。</p>

<b>提出書類</b>	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。
-------------	--

### 3 利用者負担額の減免について

災害等により被害を受けるなど特別な事情がある場合に、利用者負担額の減免が受けられる場合があります。

<b>対象者の要件</b>	①世帯員全員の前年の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること ②主たる生計維持者の当該年の合計所得金額の見込額が、前年の合計所得金額と比べ、10分の3以上の減少であること ※保険金や損害賠償金等により補填される金額を含めたうえで判定を行います。 ③生活保護の被保護者でないこと
<b>特別な事情</b>	①被保険者または主たる生計維持者が、災害により住宅などが著しい被害を受けた場合 ②主たる生計維持者が、死亡や心身障害や長期間の入院により収入が著しく減少した場合 ③主たる生計維持者の収入が、失業等により著しく減少した場合 ④主たる生計維持者の収入が、干ばつ等による農作物の不作などで著しく減少した場合
<b>減免率</b>	1～3割の利用者負担額が最高で0%まで減免 ※前年の合計所得金額や、住宅等の損害又は合計所得の減少の割合による
<b>申請方法</b>	市役所介護保険課（第二庁舎1階）へご相談ください。
<b>提出書類</b>	①申請書 ②収入状況申出書 ③収入・課税状況の調査に関する同意書 ④災害など特別な事情を証する書類 ⑤保険金、損害賠償金等の金額がわかるもの ※長野市役所介護保険課のホームページに①～③があります。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当  
TEL：026-224-7871（直通）

### 冬期間における宅内の水道管凍結防止について【別紙1】

昨冬は寒波が到来しました12月下旬から2月にかけて、住宅や事業所などの水道管の凍結による破裂など、約750件発生しました。

寒波の到来時期は、特に修繕等が集中することから、その対応に時間を有し、水道の利用がで

きないなど、市民の皆様にもご迷惑をおかけすることとなります。

特にお体が不自由な方や一人暮らしのご高齢の方など、その対応も含め経済的にも大変なご負担をおかけすることとなってしまいます。

つきましては、ご当人様はもとより、ご家族に凍結防止対策について早めにご準備、ご確認いただきたく関係者の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、ご不明の点、お問合せ等につきましては下記へお願いいたします。

問い合わせ先：犀北地区（犀川以北、松代、若穂）にお住まいの方

長野市上下水道局水道維持課 TEL：026-241-1132

営業課 TEL：026-224-5075

犀南地区（篠ノ井・川中島・更北）にお住まいの方

長野県企業局川中島水道管理事務所 TEL：026-284-1700

## 介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。

厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

### 【介護保険最新情報 vol. 1185】

令和5年度補正予算案（認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業（仮称））に係る協議書類の提出について

### 【介護保険最新情報 vol. 1186】

地方公共団体による「ケアプランデータ連携システム」活用セミナーのYouTube視聴について

### 【介護保険最新情報 vol. 1187】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案に係るパブリックコメントの開始について



ながのご縁を  
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通）/ FAX：026-224-8694

Eメール：[kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)